

# 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則 の一部改正の概要

## I 背景

総務省は、ブロードバンド化・IP化の進展による電気通信市場の動的な環境変化に対応して、プライスカップ（上限価格方式）の在り方をはじめとする現状の利用者料金政策に係る課題等を整理し、今後の利用者料金政策全般の在り方について検討することを目的として、平成20年6月から、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催した。

当該研究会報告書（平成20年10月）において、専用役務について、①プライスカップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこと、②指定電気通信役務損益明細表において引き続き収支の開示を義務付けることが適当との考え方が示された。

本件は、以上を踏まえ電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部を改正するものである。

## II 概要

### (1) 電気通信事業法施行規則の一部改正

専用役務について、利用回線数が一貫して減少していること、企業通信網として利用されている通信サービスにおいても専用線の比率が減少しておりデータ伝送サービスへの移行が顕著であることから、プライスカップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこととする。

**【電気通信事業法施行規則 第19条の3及び第19条の4関係】**

【参考】研究会報告書 p. 8～15

2 現行のプライスカップについての考え方

(1) 特定電気通信役務の範囲について

2) 専用役務について

専用役務を特定電気通信役務として決定した時点と比して、サービスごとの回線数は大きく減少している。また、企業通信網として利用されている通信サービスにおいても、専用線の比率は減少し、IP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスへの移行が顕著に見取れることから、専用役務を特定電気通信役務の対象から外し、指定電気通信役務の対象とすることが適当と考えられる。

## (2) 電気通信事業会計規則の一部改正

専用役務を特定電気通信役務の範囲から除くことから、指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務の欄から専用役務の欄を削り、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設け、専用役務に係る収支を引き続き開示することとする。

【電気通信事業会計規則 別表第二様式第14 関係】

【参考】研究会報告書 p.15

### 2 現行のプライスキャップについての考え方

#### (1) 特定電気通信役務の範囲について

#### 2) 専用役務について

収益ベースで見ると、専用役務は「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の約4分の1に相当する規模であり、また、これまで専用役務として収支開示してきた経緯にかんがみ、企業会計全般にわたる総括的な原則の一つである継続性の原則から、「F T T Hアクセスサービス」、「その他」以外に、「専用役務」を「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」に設けることが適当であると考えられる。

## (3) 施行日

改正省令は平成21年4月1日から施行することとする。